

大田原市庁舎整備等検討委員会設置要綱

(平成 23 年 5 月 25 日告示第 63 号)

(設置)

第 1 条 大田原市庁舎の整備等に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な調査及び検討を行うため、大田原市庁舎整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 庁舎整備のあり方等の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎の整備位置に関すること。
- (3) 庁舎の整備規模に関すること。
- (4) 庁舎の整備時期に関すること。
- (5) 庁舎整備に要する財源の確保その他整備手段に関すること。
- (6) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関の代表者等
- (3) 各種団体代表者
- (4) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、基本構想の答申が完了する日をもって終了する。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明、その他必要な協力を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会の答申に関する事項について、必要に応じ、市長に報告するものとする。

(部会)

第7条 委員会に、専門的な事項を調査検討するため、大田原市庁舎整備等検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、市長が指名する職員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

4 部会の運営は、委員会の例による。

（庶務）

第8条 委員会及び部会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。